

4 年 金 調 整 課

(1) 社会保険労務士に関する業務

① 概要

社会保険労務士は、労働保険及び社会保険に関する届出書類の作成及び申請手続きの代行業務等を行う者であり、社会保険労務士の職責、業務並びに職業上の権利義務等は、社会保険労務士法に定められています。

年金調整課では、社会保険労務士の業務の適正な運営を確保するため、社会保険労務士法に基づく業務のうち社会保険に関する業務について、監督等を行っています。

② 実績

府 県 名	管内の社会保険労務士数		
	平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末
福 井 県	255 人	257 人	255 人
滋 賀 県	366 人	360 人	369 人
京 都 府	878 人	883 人	884 人
大 阪 府	4,081 人	4,169 人	4,257 人
兵 庫 県	1,627 人	1,659 人	1,697 人
奈 良 県	315 人	312 人	318 人
和 歌 山 県	250 人	252 人	250 人
合 計	7,772 人	7,892 人	8,030 人

(2) 年金委員に関する業務

① 概要

年金委員は、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府管掌年金事業に関する積極的な啓発、相談及び助言など年金事業の推進に必要な活動を行っており、厚生年金保険の適用事業所において活動する職域型年金委員と地域において主に国民年金に関して活動する地域型年金委員とに区分されています。

年金調整課では、適用事業所の事業主や市町村長等から推薦のあった年金委員候補者に対して委嘱の審査、決定及び委嘱状や年金委員証明書の交付のほか、年金委員の解嘱の審査、決定及び解嘱状の交付等を行っています。

また、多年にわたり政府管掌年金事業の推進・発展に貢献した年金委員については、その功績を称えるため「年金委員功労者厚生労働大臣表彰」が行われており、日本年金機構からの「年金委員功労者厚生労働大臣表彰推薦書」等の審査を行っています。

② 実績

ア 職域型年金委員数

府 県 名	委 員 数		
	平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末
福 井 県	1,727 人	1,703 人	1,690 人
滋 賀 県	1,225 人	1,212 人	1,176 人
京 都 府	1,159 人	1,147 人	1,151 人
大 阪 府	3,914 人	3,894 人	3,937 人
兵 庫 県	2,424 人	2,370 人	2,339 人
奈 良 県	926 人	924 人	902 人
和 歌 山 県	1,105 人	1,090 人	1,069 人
合 計	12,480 人	12,340 人	12,264 人

イ 地域型年金委員数

府 県 名	委 員 数		
	平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末
福 井 県	59 人	59 人	51 人
滋 賀 県	155 人	155 人	141 人
京 都 府	13 人	40 人	43 人
大 阪 府	46 人	45 人	41 人
兵 庫 県	71 人	71 人	90 人
奈 良 県	78 人	81 人	78 人
和 歌 山 県	137 人	129 人	110 人
合 計	559 人	580 人	554 人

ウ 厚生労働大臣表彰者数

府 県 名	表 彰 者 数		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
福 井 県	1 人	1 人	0 人
滋 賀 県	0 人	1 人	1 人
京 都 府	1 人	1 人	1 人
大 阪 府	2 人	2 人	2 人
兵 庫 県	1 人	1 人	1 人
奈 良 県	0 人	1 人	1 人
和 歌 山 県	1 人	0 人	1 人
合 計	6 人	7 人	7 人

(3) 市町村に交付する国民年金等事務費交付金に関する業務

① 概要

政府管掌年金事業のうち、国民年金に関する各種届出書の受理など地域住民に密着した事務（国民年金への加入や老齢基礎年金などの請求手続きの事務等）については、法定受託事務として市町村が行うこととされており、これらの事務に必要な

費用は国民年金等事務費交付金（以下「国民年金交付金」という。）として、国が交付することとされています。

また、法定受託事務以外で市町村が国民年金に関する制度周知や情報提供など、協力連携として行った事務についても、国民年金交付金の対象とされています。

年金調整課では、市町村から提出される概算交付申請や精算交付申請の審査、決算審査及び実地審査のほか、法定受託事務に関する市町村との連絡調整を行っています。

② 実績

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
管内の市町村数	215 市町村	215 市町村	215 市町村
交付決定額	5,462,503,269 円	5,531,140,792 円	5,132,687,770 円

（４）市町村に交付する健康保険事務指定市町村交付金に関する業務

① 概要

健康保険法第 3 条第 2 項の規定に基づく被保険者（日雇特例被保険者）に係る保険者の事務のうち、厚生労働大臣が行うこととされている日雇特例被保険者手帳の交付及び収受等に関する事務については、法定受託事務として厚生労働大臣が指定する市町村（以下「事務指定市町村」という。）が行うこととされており、これらの事務に必要な費用は、健康保険事務指定市町村交付金として国が交付することとされています。

年金調整課では、事務指定市町村の指定及び取消の受付、事務指定市町村から提出される事務取扱件数報告書の審査及びその取りまとめのほか、健康保険事務指定市町村交付金の申請の審査等についても行っています。

② 実績

	平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末
管内の事務指定市町村数	22 市町村	22 市町村	22 市町村
交付決定額	22,689 円	25,873 円	20,933 円

（５）学生納付特例事務法人等に関する業務

① 概要

学生納付特例事務法人制度は、学生等である被保険者の年金受給権を確保する観点から、学生等が申請しやすい環境を整備する目的で設けられています。学生納付特例事務法人の指定を受けた法人は、その設置する大学等の学生等である国民年金第 1 号被保険者の委託を受けて、学生納付特例の申請に関する事務を行うことができます。

年金調整課では、学生納付特例事務法人の指定、指定取消及び学生納付特例事務法人制度の周知・協力要請を行っています。

また、保険料納付確認団体は、同種の事業又は事業に従事する被保険者を構成員とする団体が厚生労働大臣の指定を受け、この団体を通して被保険者が自ら保険料の納付状況を定期的に確認する仕組みですが、管内に保険料納付確認団体の指定はありません。

② 実績

	平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末
管内の学生納付特例事務法人数	62 法人	68 法人	70 法人

(注) 平成 30 年度末における学生納付特例事務法人一覧は、資料編の 83 頁～84 頁を参照

(6) 日本年金機構等との連絡調整

① 概要

日本年金機構では、地域年金展開事業に対する意見や助言を行うこと等を目的として、各府県に地域年金事業運営調整会議を設置しています。

また、国土交通省近畿地方整備局では、建設業における社会保険未加入対策を進めるうえでの課題や取組方針等の協議を行うため、建設業社会保険推進近畿地方連絡協議会(平成 29 年度に社会保険未加入対策推進近畿地方協議会より名称変更)を設置しています。

年金調整課では、政府管掌年金事業の実施に関する関係団体等と連絡調整を図る観点から、日本年金機構が主催する地域年金事業運営調整会議へ積極的に参画しているほか、国土交通省近畿地方整備局が主催する建設業社会保険推進近畿地方連絡協議会へも参画しています。

② 実績

ア 地域年金事業運営調整会議への参画状況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
回数	10 回	8 回	8 回

イ 建設業社会保険推進近畿地方連絡協議会への参画状況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催日 (年 1 回開催)	平成 28 年 7 月 5 日	平成 30 年 2 月 14 日	平成 30 年 10 月 10 日

(注) 平成 28 年度は社会保険未加入対策推進近畿地方協議会の開催実績を計上